

3. 湘南鎌倉総合病院における IVRでの働き方改革

伏見 隆宏 / 関根 聡 湘南鎌倉総合病院放射線科

2021年10月に診療放射線技師法が改定され、告示研修(厚生労働省告示第273号研修)受講を必須として、新たに6つの業務が認可された¹⁾。この中で血管造影部門に最も関与するものは、「動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」であり、もともと診療放射線技師に認められている医師の指示の下に放射線を人体に対して照射できる権能と併せて、血管造影・画像下治療(IVR)における検査室内・清潔野領域での業務の幅は大きく広がったと言える。

また、厚生労働省医政発0930第16号(2021年9月30日)より、「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」の中で、IVRにおける補助行為について、「血管造影・画像下治療における医師の補助としては、カテーテルやガイドワイヤー等を使用できる状態

に準備する行為や、医師に手渡しする行為、カテーテル及びガイドワイヤー等を保持する行為、医師が体内から抜去したカテーテル及びガイドワイヤー等を清潔トレイ内に安全に格納する行為等の医行為に該当しない補助行為についても、清潔区域への立入り方法等について医師・看護師の十分な指導を受けた後は、診療放射線技師が行うことは可能である」と、タスク・シフト/シェアを推進していく上での具体例が示されている²⁾。

本稿では、上記を踏まえた当院でのIVR部門でのタスク・シフト/シェアについて執筆させていただくが、心臓カテーテル検査部門においては検査室内・清潔野業務をすでに実践しており、今回はその中の診療放射線技師の役割を述べる。また、当院では、心臓カテーテル検査部門立ち上げ時から現行の体制はほとんど変わっていないため、今回の執筆では、「医師の働き方改革を行うための体制の見直し」という

ことではなく、「タスク・シフト/シェアを行った結果、どのような評価につながっているか」といった内容を記載している。今後、業務体制の改変を考えている施設の判断材料として一読いただければ幸いである。

当院の心臓カテーテル検査部門の概要

当院の2022年度における心臓カテーテル検査部門での主な業務実績を図1に、心臓カテーテル検査室での各部門の人員と役割について図2に示す。

診療放射線技師が行っている検査・治療の業務内容について

現在、当院で診療放射線技師が行っている検査室内・清潔野業務を、各検査・治療ごとに詳細を記載する。

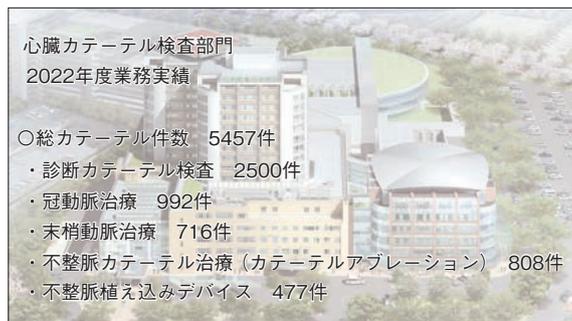


図1 心臓カテーテル検査部門業務実績

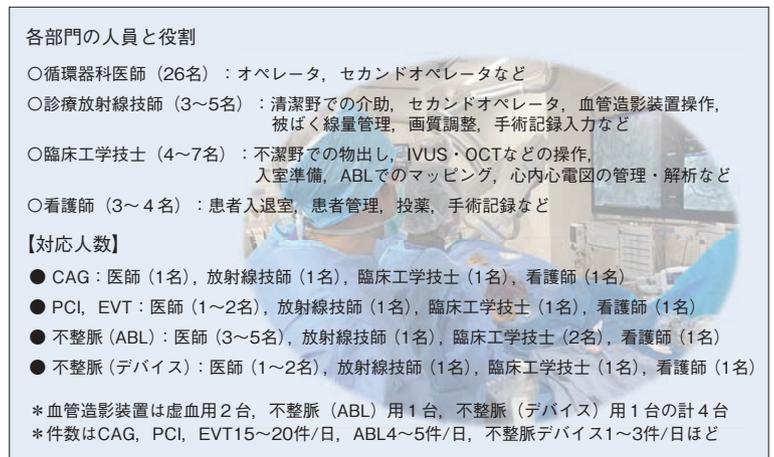


図2 心臓カテーテル検査室での各部門の人員と役割